

資料 4

一般社団法人日本登山医学会学会賞規程

1. 一般社団法人日本登山医学会細則 第9章 表彰 第17条により、一般社団法人日本登山医学会は功労賞、奨励賞、田中賞(若手最優秀演題賞)等を設ける。
2. 本奨励賞は、その前年に「登山医学」およびその他の学術誌に発表された登山医学に関する論文および著書を対象として、優れた業績をあげられた会員1名に対し授与する。
3. 本功労賞は、永年にわたり登山医学の発展に尽力され優れた業績をあげられた会員に原則として1名に対し授与する。
4. 本田中賞(若手最優秀演題賞)は、一般社団法人日本登山医学会年次学術集会にて発表された若手研究者(40歳以下)による一般演題発表の中から、最優秀なもの2名に与えられる。
5. 「奨励賞」および「功労賞」は総会において賞状ならびに副賞を授与する。「奨励賞」は賞状と副賞(賞金10万円)、「功労賞」は賞状と副賞(記念品)とする。「田中賞(若手最優秀演題賞)」は閉会式において賞状ならびに副賞(賞金5万円)を授与する。
6. 奨励賞・功労賞受賞者は選考委員会の推薦を受けて理事会・社員総会で決定する。
7. 田中賞(若手最優秀演題賞)受賞者は、提出された抄録をもとにした田中賞(若手最優秀演題賞)評価委員会による事前採点と発表時座長の評価点数を加算し、同評価委員会が選考し、その推薦により決定する。
8. 選考委員会の構成および選考の方法は別に定める。なお奨励賞受賞者は同年度学術集会において講演を行うものとする。また田中賞(若手最優秀演題賞)受賞者は、受賞内容を本学会雑誌へ投稿し、次年度学術集会において、その成果を発展させた受賞者講演を行うものとする。

附 則

本細則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

本細則は、平成28年6月5日より施行する。

附 則

本細則は、令和2年●月●日より施行する。